

## 共同企業体に係る岡山県建設工事競争入札事務処理要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、岡山県が発注する大規模な建設工事又は特殊工法等を含む建設工事について、共同企業体を競争入札に参加させる場合の基準その他必要な事項について定めるものとする。

(適 用)

第2条 共同企業体との工事請負契約その他の事務処理についてはこの要領に定めるもののほか岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）、岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）、岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成9年岡山県告示第258号。以下「審査要領」という。）、一般競争入札事務処理要領（以下「処理要領」という。）及び一般競争入札（条件付）実施要領（以下「実施要領」という。）の定めるところによる。

(対象工事)

第3条 建設工事の競争入札に共同企業体を参加させる場合の対象工事は、次の各号のいずれかに該当する工事（以下「対象工事」という。）とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）が、共同企業体を参加させる必要がないと認める場合は、この限りではない。

- 一 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が3億円以上の工事
- 二 前号に掲げる工事以外の建設工事で知事が特に必要と認めるもの

(共同企業体の構成)

第4条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）は、対象工事に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第三条の規定による許可を有し、法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、かつ、審査要領第6条の規定によりA以上に格付けされ、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- 一 当該対象工事と同種の工事を元請として施工した経験を有すること。
- 二 当該対象工事に対応する業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

2 共同企業体は、知事が対象工事ごとに定めた条件に合致する建設業者のうち、任意の2者又は3者で構成するものとする。

3 構成員は、同一工事について2以上の共同企業体を構成できないものとする。

(構成員の出資比率)

第5条 構成員の出資比率は、2者の場合にあつては30パーセント以上、3者の場合にあつては20パーセント以上でなければならないものとする。

(代表者の要件)

第6条 構成員の代表者は、施工能力の高い者であつて、その出資比率が、構成員中最大であるものとする。

(工事の公告)

第7条 契約担当者は、対象工事について共同企業体を競争入札に参加させようとするときは、工事の概要、入札に参加できる者の資格、入札手続その他必要な事項を公告しなければならない。

(入札参加に係る資格確認申請書の受付)

第8条 前条の公告に基づき、共同企業体を設立して競争入札への参加を希望する場合は、前条の規定により公告で指定する期限までに、入札参加に係る資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を構成員の連名で契約担当者が指定する場所へ提出させるものとする。

2 前項の申請書等には、共同企業体協定書（契約担当者が別に示す様式による。）、共同企業体協定書に基づく覚書及び共同企業体の結成について権限を有する者の委任状を添付させるものとする。

(入札の執行)

第9条 入札は、次に掲げるところにより実施するものとする。

一 入札は、電子入札システムによることを原則とし、その場合には、共同企業体の代表者の電子証明書を使用することとする。

二 処理要領に基づく入札においては、前号の他、郵送によることもできるとし、その場合の郵送方法等については、公告及び処理要領5に規定する入札説明書に記載することとする。

(契約の締結)

第10条 工事請負契約の締結に当たっては、次に掲げるところにより処理するものとする。

一 契約書は、構成員の連名で記名押印の上作成し、その代表者を表示すること。

二 契約書には、共同企業体の名称を明記させること。

(代表者の権能)

第11条 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為についてはすべて第6条の代表者を相手方とするものとする。

(委任状の提出)

第12条 契約担当者は第6条の代表者が県との契約上の行為を行うに当たっては、他の構成員の委任状を提出させるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月12日から施行し、同年4月1日以降に入札を行う建設工事に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。